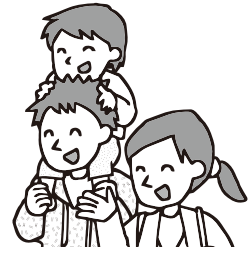


第5章 暮らしと税金

家族と税金

※市税以外の詳細につきましては、税務署(国税)、県税事務所(県税)にお尋ねください。(P96をご覧ください。)



●パート収入に対する税金

●所得税(国税)、個人市民税(市税)、個人県民税(県税)

パート収入は通常給与収入として扱われます。パート収入が年間100万円を超えると個人市県民税が課税され、年間103万円を超えると所得税が課税されます。

●夫が主たる生計維持者であり、妻にパート収入がある場合の妻の税金と夫の配偶者控除および配偶者特別控除の適用関係

妻の給与収入	妻の所得税	妻の個人市県民税	夫の配偶者控除	夫の配偶者特別控除
100万円以下	非課税	非課税	受けられる	受けられない
100万円超103万円以下	非課税	課税	受けられる	受けられない
103万円超201.6万円未満	課税	課税	受けられない	受けられる
201.6万円以上	課税	課税	受けられない	受けられない

※1 配偶者控除(扶養控除なども)の判定は12月31日現在の状況で判定します。

※2 配偶者控除及び配偶者特別控除は、夫の合計所得金額が1,000万円を超える年は受けることができません。

なお、家内労働者、外交員、集金人などが得た収入は事業所得または雑所得になりますが、これらの所得は金額の計算上、控除される必要経費の額が55万円に満たない場合は、55万円までを必要経費とする特例制度が設けられています。^{※3}

※3 収入金額が55万円以下の場合はその収入金額が限度となります。別途、給与所得がある方は必要経費の算出方法が異なります。

●居住用不動産の贈与

●贈与税(国税)

下記の要件を満たす夫婦間で居住用不動産(土地・借地権・家屋)またはその購入資金の贈与があった場合には、基礎控除110万円のほかに、2,000万円を限度として贈与税の配偶者控除が受けられます。

※この配偶者控除は、同じ配偶者からの贈与については一生に一度しか受けられません。

●贈与税の配偶者控除が受けられる主な要件

- 1 贈与を受けたときにおいて、その夫婦の婚姻期間が20年以上であること。
- 2 贈与財産が、国内にある居住用不動産であること。(国内にある居住用不動産の購入資金の贈与も含まれます。)
- 3 贈与を受けた年の翌年3月15日までに、贈与を受けた居住用不動産(または贈与を受けた資金で取得した居住用不動産)に実際に居住し、その後も引き続いて居住する見込みであること。
- 4 贈与税の申告書を提出すること。

●相続税の優遇制度

●相続税(国税)

配偶者が相続や遺贈により実際に取得した正味の遺産額が1億6,000万円までか、配偶者の法定相続分に相当する金額までであれば、配偶者に相続税はかかりません。なお、この優遇制度を受けるためには、相続税の申告書の提出が必要です。

※仮装又は隠ぺいされていた部分はこの優遇制度が適用されません。

●教育資金の贈与

●贈与税(国税)

30歳未満の子・孫などが両親や祖父母など(直系尊属)から金融機関等との一定の契約に基づき教育資金の贈与を受けた場合、金融機関等を経由して税務署に「教育資金非課税申告書」を提出することにより1,500万円までが非課税となります。

詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。

税からの
お知らせ

福岡市の予算と
市税収入

個人の市民税
(個人住民税)

法人市民税

固定資産税

都市計画税

軽自動車税

その他の市税

市税の納付
など

国税・県税

暮らしと税金

税に関する
お問い合わせ他